

砂川市規則第 14 号
令和 5 年 3 月 29 日

砂川市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市会計規則の一部を改正する規則

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第54条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。